

設計V E支援業務委託 特記仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、群馬県が委託する設計V E支援業務委託に適用する。

(定義)

第2条 本仕様書において、群馬県を「甲」、受託者を「乙」という。

(目的)

第3条 本業務は、群馬県が実施する設計V Eについて、適正な成果を確保するために必要なV E活動全体にわたる運営上の助言、技術的指導及びV E活動への技術者派遣等を行い、的確かつ効率的な支援を行い、成果をまとめることを目的とする。

(業務概要)

第4条 本業務は、道路事業1箇所を実施する。

(業務規定)

第5条 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、群馬県設計業務委託仕様書によるものとする。

(版権の帰属)

第6条 本業務の成果品は、全て甲に帰属するものとし、乙は甲の許可なく他に複製、公表、貸与、使用してはならない。

(貸与資料)

第7条 甲は、乙に本業務を遂行するに当たって必要となる資料を可能な範囲内において提供するものとする。

第2項 乙は業務完了後、ただちにこれを返却するものとする。なお、甲が貸与する資料の取扱及び管理は十分慎重に行い、破損、紛失、不正利用等ないようにする。

第2章 業務内容

(設計V Eの支援)

第8条 本業務に関する対象事業は次のとおりとする。

(1) 対象事業

路 線 名 県道前橋長瀬線（柳瀬橋工区）

所 在 地 藤岡市中島外地内

事業概要 現道拡幅 L=0.8km

(2) 課題

県道前橋長瀬線（柳瀬橋工区）は老朽化した柳瀬橋の架け替えと合わせて、森交差点までの現道拡幅を行うものである。

当該区間のうち、国道17号アンダー～森交差点では、工場と土地区画整理事業に挟まれ用地取得に課題があるとともに、拡幅後の工場への安全な出入りについても確保する必要がある。また、現道は既に補強土壁で施工されており、施工的にも難易度が高いことから、機能の向上を図りつつ、コスト縮減を踏まえた最適案の検討が求められる。

(3) 設計V E実施計画策定及び事前活動支援

チーム編成、対象とする業務特性に応じた収集すべき情報の範囲、現地調査などに関する実施計画を作成し、事前調整会議における円滑な設計V E活動に向けた助言や技術的指導、その他必要となる設計V E事前活動の支援を行うものとする。

(4) 設計V Eワークショップ支援

発注者と各業務に応じた受注者側の技術者によるチームを構成し、ワークショップを実施するとともに、適正なV E成果を確保するため、チームリーダー及び技術検討を担当する。

また、機能定義、機能評価、アイデア提案及びアイデアの組み合わせなどの各段階にお

ける助言や技術的指導、その他必要となるワークショップの支援を行うものとする。

(5) 設計VE 審査会支援

ワークショップの成果に対する助言や技術的指導、提案の取りまとめを行い、VE 審査会及び審査結果における助言・技術的指導、その他必要となる設計VE 審査に関する支援を行う。

(6) 成果とりまとめ

上記の業務活動記録の作成及び設計VE を発展させるための留意点や今後の課題等について検討しとりまとめる。

(7) 活動時間

必要な資料の収集及び現場の把握に努めるとともに、円滑なワークショップ活動への支援を行うものとする。

なお、1 事業あたりの活動時間は、事前調整会議 1 日、設計VE ワークショップ 4 日×8 時間/日＝32 時間とし、審査会約 2 時間とする。

(設計VE ワークショップメンバー)

第 9 条 設計VE ワークショップメンバーに関する内容は次のとおりとする。

(1) チーム構成

設計VE チームの構成員数については、発注者側 4 名、受注者側 3 名（チームリーダーを含む）計 7 名を標準とする。

(2) 受注者側チームメンバーの資格

配置予定技術者以外の受注者側チームメンバー（チームリーダーを除く）は、対象テーマに関する高度な専門技術を有する者を選定することとする。

(打合せ協議)

第 10 条 業務の打合せる回数は、業務開始時、中間打合せ 2 回、報告書完成時の計 4 回とし、業務開始時及び成果品納入時の打合せには管理技術者が出席するものとする。

(報告書作成)

第 11 条 上記の業務活動記録を取りまとめるとともに、報告書を作成する。

第 3 章 成果品

(成果品)

第 12 条 本業務における成果品は、次のとおりとする。

- ・ 報告書（A 4 判） 1 部
- ・ 電子データ 1 式

第 4 章 積算

(積算)

第 13 条 本業務における積算について、群馬県積算基準のとおりにする。

第 5 章 その他

(定めのない事項)

第 14 条 本仕様書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。